

野田市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 5 年 4 月 改定
野田市通学路改善会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、安全対策を実施してきました。

本市においては、毎年、通学路改善会議を実施し通学路の安全対策に努めてきましたが、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、「野田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全対策を推進していきます。

2 通学路改善会議の設置

関係機関連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路改善会議」を設置します。

- ・ 東葛飾土木事務所野田出張所
- ・ 野田警察署交通課
- ・ 野田市市民生活部市民生活課
- ・ 野田市土木部道路サービス課
- ・ 野田市土木部道路建設課
- ・ 野田市教育委員会学校教育部指導課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も必要に応じて合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果も検証し、対策の改善・充実を図ります。



(2) 各学校の点検希望箇所における合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・各学校における前年度通学路改善要望箇所の確認及び通学路総点検の実施及び合同点検希望箇所の選定（5月31日まで）
- ・教育委員会における各学校からの通学路総点検結果のとりまとめ
(6月30日まで)
- ・通学路改善会議（7月中）
- ・合同点検日程調整（7月中）
- ・合同点検の実施（8月31日まで）
- ・進捗状況報告（11月中）

(3) 対策の検討

合同点検及び担当課の現地確認の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、路面表示、防護柵設置、注意喚起看板設置等のハード面での対策及び交通安全教育等のソフト面での対策など、必要に応じて具体的な実施メニューを検討します。

国道の対策必要箇所については、千葉国道事務所柏維持修繕事務所と連携し、必要に応じて通学路改善会議への参加依頼、合同点検への参加依頼を行います。

(4) 対策の実施

対策必要箇所に応じた改善策を実施します。

(5) 対策効果の把握・検証

各学校への聞き取り及び現場確認、前年度通学路改善要望箇所の確認により、対策実施後の効果について検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も検証結果に基づいて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 対策実施個所の公表

対策必要箇所及び対策実施内容については、関係者間で認識を共有するため公表します。(対策箇所一覧表及び対策箇所図等)